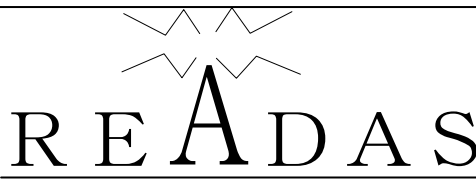


第 6013 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月 6日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成29年10月から12月の裁決事例を公表

Q：平成29年10月から12月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A：次のようなものがありました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から、平成29年10月から12月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が1件、所得税法関係が1件、法人税法関係が2件、国税徴収法関係が5件の9件でした。

主なものには、次のようなものがありました。

【法人税関係】

中小企業投資促進税制の適用対象となる設備は「その製作の後事業の用に供されたことのないもの(新品)」となっていますが、この事件は販売者によって展示・実演に使用等された後に請求人が取得した機械装置を新品に該当するかどうかで争われた事件です。

請求人は「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」とは、その製作の後、製作者又は製作者から取得した者の下で固定資産として使用されたことのないものをいうから適用があると主張しましたが、審判所は、本件機械装置は、製作された後、販売者において1年以上にわたり展示場で展示・実演に供され、部品交換もされていたものであり、総合的に勘案すると、販売者において使用されていたというべきであることから、「その製作の後事業の用に供されたことのないもの」に該当しないとして請求を棄却しました。

